

監査報酬の決定に対する監査人の専門性の影響

藤 原 英 賢

1. 問題の所在

本稿では、監査報酬の決定プロセスで監査人の専門性がどのような影響を与えているのかを検証した。我が国の有価証券報告書で開示される監査報酬を利用した。監査人の専門性は産業に関する専門性と定義し、市場シェアによって推定した。

適正な金額の監査報酬を受け取ることが監査法人にとっても被監査会社にとっても重要である。監査人は、低い監査報酬を受け取れば監査の質の維持が難しくなる。被監査会社は必要以上の報酬を支払えば、その資源をムダにすることになる。現行制度では監査報酬は監査法人と被監査会社との間の交渉で決定される。この交渉の結果、あまりに多額でも少額でも問題になる。

監査人がその専門性を高めるために教育・トレーニングを行うのは自らの名声の維持や向上のためである。監査サービスはその提供前後で質を認識することができない。高い名声を維持することはクライアントの質評価を高める事になり、受け取る報酬の低下を防ぐことにつながる。被監査会社は高い名声をもつ監査法人の監査を受けていることで信用を得るし、その監査人の専門性を活かした指導を受けることができる。専門性の高い監査法人を選択した方が被監査会社にとって望ましい結果が得られるのかもしれない。そして専門性を高めることで監査法人間のクライアント獲得競争で優位に立つことができるのかもしれない。

監査報酬の決定に関する研究は Simunic (1980) を端緒として多数報告されている。当初の研究は監査サービス市場における寡占を問題にしてきたが、監査サービスの生産関数としての監査報酬決定モデルを志向したものと変質している。大規模監査法人の寡占は規模の経済によるベネフィットを生み出して、それを大規模監査法人が競争で勝つための要因として利用しているのかもしれない。一方で、大規模監査法人がそのブランド力を反映した価格決定を行なっているとの指摘もある。監査人の専門性の影響を考慮する際には後者の立場を採用する。

本稿では監査報酬が監査人の専門性によってどのような影響を受けているのかを検証した。監査報酬の決定要因に関する先行研究では企業規模、事業の複雑性、会社の収益性、リスクが重要な要素として特定されている。これらの要因とともに検証し、監査人の専門性の影響を検証した。

専門性が監査報酬にどのような影響を与えているのかを明らかにした証拠を報告した。専門性を高める努力が報酬の形で還元されているのかを確かめる証拠でもある。我が国では長い間標準監査報酬規定と呼ばれるルールが存在した。この規定では、監査法人と被監査会社との交渉における標準的な金額が示されている。この金額を足がかりに監査報酬額を決定していた。現在ではこの報酬規定は撤廃されたが、長期間にわたる契約が前提の我が国の監査契約ではその影響を引きずっている可能性がある。理論上、監査報酬の最適な金額は、監査サービスを提供するために費やされるコストと監査法人の安定的な成長と運営を維持できるための費用の合計である。専門性の対価は後者に属する。我が国の監査実務でこうした費用が支払われているのかを示す証拠は監査サービスの今後を検討する際の基礎となるだろう。そして監査法人の名声がどのように監査報酬に反映されてい

るのかを示す証拠としての意味もある。

本稿の構成は、問題の背景を2節で説明する。リサーチ・デザインは3節で、検証結果とその解釈は4節で示した。5節はまとめと含意である。

2. 問題の背景

監査報酬の決定に関する統計的証拠は多数報告されている。監査報酬の決定に関する研究の方法を示したのが Simunic (1980) である。それ以降強制開示ではなかった監査報酬のデータをアンケート調査等の方法で入手しつつ研究が進められてきた。また監査報酬に代わる変数を検討している研究もある。Moizer and Turley (1987) は監査実施の数や売上高、売上高の平方根が監査報酬を表す変数として利用できる可能性を示唆している。また、Tonge and Wootton (1991) は売上高と市場価値を使って検証した結果、中小規模監査法人よりも大規模監査法人の方が高い報酬を受け取っている可能性を示した証拠を報告している。21世紀に入り、会社のモニタリング機能を説明する情報として監査報酬の金額が有価証券報告書で開示されるようになった。これによって監査報酬の研究報告が爆発的に増加したのである。

そもそも監査報酬になぜ着目する必要があるのだろうか。伝統的な監査研究では監査を効果的に、効率的に遂行するためにはどうしたら良いのかといった視点や監査情報の社会的な役割を検証することに注力してきた。その中で監査報酬の研究課題は新しいのかもしれない。当初の研究では監査サービス市場における競争の程度が独立性にどのような影響を与えるのかが問題意識としてあった。監査サービス市場が寡占化することで監査サービスの質に悪影響が出るのではないかとする懸念が規制当局から投げかけられたのである。寡占化によって監査サービスの質を向上させる動機を失い、財務報告の進化に追いつけず監査サービスの満足度や質が低下することを問題視している。大規模監査法人による市場の寡占化によって生じる問題が強調される一方で、そこから監査サービスを効率的に提供できるベネフィットの存在を明らかにしたのが監査報酬の研究である。大規模監査法人は多くのクライアントをもつので規模の経済によるベネフィットを受けられる。監査サービスのコストを下げることができるので中小規模監査法人よりも低い価格で監査サービスを提供できるのかもしれない。監査法人にも監査業務に携わらない職員がいる。彼らの人件費は監査報酬に含める必要があるが、クライアントが多くなればなるほど1社ごとに配布される金額は小さくなる。この視点に立てば監査報酬を低く設定できる大規模監査法人に有利な状況であると考えることができるのかもしれない。

規模の経済の視点ではなく監査法人の名声による影響を指摘する研究もある。大規模監査法人はその名声によって得られるプレミアムを受け取っているとする研究報告である。大規模監査法人はその名声の維持と向上のための投資を行なっている。こうした投資を監査報酬で回収できているのかを調べている。

監査サービス市場における大規模監査法人の寡占による監査サービスの品質への影響への関心から研究が進められてきたが、もう一つの研究は、監査報酬の決定に関する研究である。Johnson et al. (1995) は寡占による報酬への影響を検証し、大規模監査法人のプレミアムを観察した。監査法人の運営資金は監査報酬によって賄われている。そして専門家たる公認会計士の報酬の源泉でもある。監査報酬がどのような情報を考慮して決定されているのかについての興味から研究が進められている。例えば、会社の規模は監査報酬の決定において重要な要素になっている。監査報酬の決定に重要な要素をメタ・アナリシスを用いて検証した Hay et al. (2006) がある。規模が大きくなる

と監査手続の量が増加し、監査資源の投下量も増える。結果として監査報酬が増加するのである。同様の影響を事業活動の複雑性やリスクが指摘される。先行研究で影響についての見解がわかれる変数もある。例えばガバナンスの質が監査報酬に与える影響については推論が2つ存在する。まず、ガバナンスが強い会社なら財務報告システムの強度がある程度の水準にあるため監査手続の量を合理的な水準にすることができるのかもしれない。つまりガバナンスの強度が監査報酬に対してマイナスの影響を与える可能性を示唆している。同じガバナンスが強い状況を想定しても報酬にプラスの影響を与えているとする指摘もある。ガバナンスの担い手である監査役が監査に対する理解があることで監査報酬の引き下げ圧力から監査法人を保護することになるのかもしれない。クライアントとの交渉力が報酬を引き下げている可能性を示した Huang et al. (2007) がある。

監査報酬の決定に関する研究の成果は多数報告されているがこういった形で計算される報酬が専門家たる公認会計士のサービスに値するのかを主張するものはない。監査報酬の決定過程は監査サービスの生産関数であると指摘する研究もあるが、どのような要素を含めることで監査報酬の適正額が計算できるのだろうか。適正な報酬には監査サービスを提供するのに要した費用と事務所を維持するために必要な費用を最低限含んでいる必要がある。前者は多くの研究の関心事となっている。後者はバックオフィスの維持に要する費用なのかもしれないし監査法人の名声に応じたプレミアムなのかもしれない。他にも契約に伴うリスクが含まれる可能性もある。Kealey et al. (2007) は監査契約期間と報酬の関係を調査した。検証結果は交代直後の監査人の受け取る監査報酬は以前の監査人の契約期間と正の関係にあることを示している。これは長期契約が打ち切られたことによるリスクを反映している可能性を示している。名声を確立した後でもそれを維持・向上させる投資が必要である¹⁾。その投資を報酬に含める形でプレミアムを形成するのかもしれない。監査法人の名声によるプレミアムを検討しているが、その裏付けは監査法人の専門性である。DeFond et al. (2000) は規模による報酬プレミアムの存在を報告している。Ferguson and Stokes (2002) は名声によるプレミアムを識別している。Choi et al. (2008) は規模によるプレミアムの存在を観察している。

監査人が専門的なサービスを提供し、クライアントの満足度を高めることで評判が上がる。良い評価を受け続けることで一定の名声を得ることができる。こうした専門性の高いサービスに対して被監査会社は追加的な監査報酬を支払っているのかが本稿の関心にある。専門性は外部から知覚するのが難しい。専門性をサービスの質や満足度で体感する会社の監査法人の選択をもとに本稿では監査人の専門性を測定した。

監査報酬の決定に対する監査人の専門性の影響については見解がわかれるだろう。直感的にはプラスの影響を与えていると推定する。監査人の専門性が名声に影響を与えているため名声によるプレミアムを受けていると指摘できるのである。一方で専門性の高い監査法人は効率的に監査を実施できるので、結果として監査報酬の金額が減少するのかもしれない。産業に関する知識や能力を活かして効果的な監査手続を選択することで監査コストを引き下げることができる。

専門性の監査報酬に与える影響に関する推論から、この関係は当初の監査報酬の研究の関心に戻ることになる。統計的手法に基づく監査法人の専門的な研究では、市場シェアを利用している。つまり検証対象が監査サービス市場全体から産業ごとの市場へと変わっただけである。専門性が高いとされる監査法人は市場シェアの大きな監査法人を意味する。市場シェアの大きな監査法人の監査

1) Hunt and Lulseged (2007) は大規模監査法人以外は厳しい監査を行うことで名声を維持している可能性を指摘している。

報酬がなぜそうではない監査法人と違いがあるのかを検証した結果としても解釈できるのである。

なぜ適切な監査報酬を追求する必要があるのだろうか。監査人の独立性の研究では非監査報酬を利用している。監査報酬を監査人の独立性を表す変数として線形関係を仮定すると解釈が難しくなる。監査報酬がゼロに近づけば独立性が高いのだろうか？だとしたら独立性の研究で問題視されるローボーリングはおそらく独立性を強化する行動となるだろう。監査報酬が高くなればなるほど独立性も強化されるのだろうか？おそらく貰いすぎているとして社会から批判されるだろう。Ettredge et al. (2007) は報酬の上昇と監査契約の打ち切りが関係している可能性を示している。外部の利害関係者は報酬をもって独立性を評価しているのかもしれない。もし開示される報酬が低すぎると適切な監査が実施されていないと怪しむのかもしれない。報酬が高すぎると監査人と被監査会社の経済的な結びつきを懸念するのかもしれない。法外な金額の報酬を受け取っていたら監査意見が適正に表明されているのかについて疑惑を招くのかもしれない。外部からみた独立性を考慮すると監査報酬が適正な範囲内に収まっていないと不信感を招く可能性がある。確かに適切な監査を実施していたとしても適切な意見表明を行っていたとしても報酬額が異常ならその内容に疑問を持たれても仕方がない。なぜなら外部者は監査の実施プロセスを観察しているわけではないからである。監査の信頼性を高めるためには適切な監査報酬を受け取っている必要がある。期待外アクルーアルズと期待外報酬の関係を検証した Choi et al. (2010) がある。検証の結果、マイナスの期待外報酬を示したサンプルでは期待外報酬と監査の質は無関係であった。一方でプラスの期待外報酬を示したサンプルでは監査の質と期待外報酬と正の関係にあることを示した。そして監査報酬がどうあるべきかの議論と実際の監査報酬とが結びつくことで意味をもつ。

金額の多寡は考慮の外において公認会計士が報酬を受け取ることに異議を唱える者はほとんどいないだろう。証券市場を支えるインフラとしての財務報告制度を支援する仕事の貢献は社会が認めているからである。この仕事に対して社会が無償での奉仕を求めることはないだろう。財務報告を信頼しても良いのかの判断を専門家に委ねその判断結果を利用している。この仕事はその内容に値する人物によって遂行されなければならない。仕事に見合う人材を確保するためにも適正な報酬を支払う必要がある。あまりに低い監査報酬なら監査サービス市場に参入しないだろう。低い報酬と業務に伴うリスクが釣り合わないからである。報酬が高すぎるのも問題が起こる。高い報酬は社会の期待の表現である。その期待と提供されるサービスの満足度が一致していないと監査サービスに対する不満が生まれる。本稿では、専門家として適切な金額を受け取っているのかどうかを検証した。

3. リサーチ・デザイン

3.1 仮説

本稿で検証する仮説は「監査法人の専門性は監査報酬を増加させる効果をもつ」と設定した。適切な額の報酬を受け取っていることが監査サービスの安定的な供給につながる。先行諸研究では監査サービスを提供するために費やしたコストに着目した結果が広く利用されている。監査サービス市場での質の高さを競う中で質の高い監査サービスを提供することでその対価としてのプレミアムを受け取ることも必要である。質に対するプレミアムの存在は、質の高い監査サービスを提供する動機付けになる。質の高い監査サービスを提供するために監査法人は所属する公認会計士をトレーニングしている。その費用を監査報酬で賄う必要がある。こうした監査法人の経営上の視点からも高い質のサービスに対するプレミアムを受け取る必要がある。先行研究の結果は一貫していない。

専門性によるプレミアムを識別できた研究は Mayhew and Wilkins (2003) と Carson (2009) がある。Mayhew and Wilkins (2003) は IPO 時の監査報酬を検証し、大規模監査法人が産業の専門性を差別化に利用している可能性を示唆している。Carson (2009) は国際展開している大規模監査法人のネットワークによって報酬プレミアムが存在している可能性を示唆する証拠を報告している。

専門性による報酬プレミアムを識別できなかった研究に Craswell et al. (1995), Ferguson and Stokes (2002), Castella et al. (2004) がある。

監査サービスの質に関する情報は非対称である。監査サービスを提供する監査人と共に仕事をする会社は監査人がどのような監査をしているのかについての情報が共有できる。しかし監査の結果を利用する人々はこの情報をもたない。監査人がどのような仕事をしているのかを間接的に知る方法として監査報酬の情報を利用しなければならない。監査報酬がもし監査サービスを提供するためのコストだけを含むものならどの監査法人が高い監査サービスを提供しているのかわからない。質の高い監査サービスを提供している監査法人に対してプレミアムを含んだ監査サービスを支払うことでそのシグナルを発信することができる。満足度の低い監査サービスを提供している場合は監査費用として予想される金額と変わらないが質の高い監査サービスを提供している監査法人には監査費用では説明できない部分があることで区別できるのかもしれない。この意味でも質の高い監査サービスに対するプレミアムが必要になる。高い質の監査サービスを提供するために専門性を向上させる必要がある。高い専門性によって監査サービスを効率的・効果的に実施できる。産業に関する知識や経験による助言が可能になる。専門性の高い監査法人がその他の法人に比べ高い質の監査サービスを提供できると仮定している。専門性の高さが報酬を高くする効果を持っていることが予想されるのである。

3.2 サンプル選択

監査法人の専門性と監査報酬の決定との関係を調査するために以下の条件でサンプルを選択した。

- (a) 我が国の証券市場で資金調達を行なっている一般事業会社
- (b) 3月決算会社
- (c) 連結財務諸表を開示している会社
- (d) 日経 NEEDS CD-ROM で検証に必要なデータが入手できる会社
- (e) 専門性が識別できる産業に属している会社

監査報酬のデータは日経 NEEDS CD-ROM（ガバナンス情報）から入手した。検証期間は 2004 年度から 2006 年度、2009 年度から 2011 年度である。2007 年度と 2008 年度を除外したのは中央青山監査法人とみずほ監査法人が清算したことによる影響で監査人の専門性を測定できないことが原因にある。Healy and Lys (1986) は中小規模監査法人と大規模監査法人が合併することで、規模の大きなクライアントは合併先へ、規模の小さなクライアントは別の中小規模監査法人と契約する傾向を示している。これらの監査法人が清算したことによって多くの会社が監査法人を変更している。我が国の監査報酬が有価証券報告書で強制開示になった時点から検証を開始しているので 2004 年度からになっている。本稿のサンプルの合計は 8,316 社であった。

3.3 検証方法

監査人の専門性が監査報酬にどのような影響を与えているのかを検証するために本稿では 3 つの手続を実施した。まず、サンプルの特徴や性質を把握するため、記述統計量を計算した。次に専門

性が高い監査法人とそうではない監査法人とに分けて会社の性質に違いがあるのかどうかを調べた。仮説が正しいのなら専門性が高い監査法人の監査を受けている会社が支払っている監査報酬の方がそうではない会社よりも高い報酬を受け取っていることが予想される。

そして監査人の専門性が監査報酬の決定にどのような影響を与えているのかを以下のモデルで検証した。

$$\text{LNFEET} = \beta_0 + \beta_1 \text{SP} + \beta_2 \text{LEV} + \beta_3 \text{TA} + \beta_4 \text{GC} + \beta_5 \text{ROA} + \beta_6 \text{CFTL} + \beta_7 \text{BIG} + \beta_8 \text{CFOTA} + \beta_9 \text{SQSUBS} + \beta_{10} \text{INVREC}$$

変数の定義は下記の通りである。LNFEET は監査報酬の自然対数である。独立変数は、BIG と SP 以外は監査報酬に影響する変数で構成される。TA は当期末資産合計の自然対数である。クライアントの規模を表している。規模が大きくなればなるほど監査手続の量が増える。手続量の増加の結果、監査報酬が増えることが予想される。SQSUBS は子会社数の平方根である。クライアントの組織や事業活動が複雑になればなるほど必要な監査手続の量が増える²⁾。TA と同様に監査報酬を増加させる効果が予想される。INVREC は受取債権の合計額が当期末資産合計に占める割合である。先行諸研究では会社の固有リスクを表す変数とされている。固有リスクが高い会社では監査手続の量が増加するため監査報酬の金額が増加する可能性が高くなる。LOSS は当期純損失を計上している場合を 1、それ以外をゼロとするダミー変数である。GC は継続企業の前提に関する追記情報が開示されている場合を 1、それ以外をゼロとするダミー変数である。両者は会社の財務困窮状態を示す変数としてモデルに組み入れている。LEV は当期末負債合計を当期末資産合計で除して得られる変数である。CFOTA は営業活動によるキャッシュ・フローを当期末資産合計で除して得られる変数である。ROA は当期純利益を当期末資産合計で除して得られる変数である。これらは会社の収益性を示す変数である。

BIG は監査法人の規模を示している。大規模監査法人が監査を実施した場合を 1、それ以外をゼロとするダミー変数である。監査法人の規模が報酬に与える影響については 2つの見解がある。規模の経済による影響と名声による影響である。本稿では大規模監査法人が監査を実施することで社会的な信頼性を得ることができるなど、被監査会社の事業活動を円滑にする効果が期待できることから本稿では BIG の係数推定値はプラスになると予想した。SP は監査法人の専門性を表している。日経業種分類の小分類コードの業種のうち 30 社以上が属しているものを選択する。その市場シェアが 33% を超える監査法人が監査を担当している場合を 1、それ以外をゼロとするダミー変数である。仮説が適切に設定されているのなら SP の係数推定値はプラスになると予想される。

4. 検証結果と解釈

4.1 記述統計量

サンプルの性質を確認するために記述統計量を計算した。計算結果は図表 1 に要約している。

LEV の平均値は 51.964、標準偏差は 21.843 になっている。サンプルの全体の傾向として負債合計は資産合計の半分程度になっていることを示している。TA の平均値は 10.474、標準偏差は 1.489 だった。ROA の平均値は 0.959、標準偏差は 11.960 となっている。CFTL の平均値は 13.691、標準偏差は 120.461 だった。CFOTA の平均値は 4.916、標準偏差は 10.479 だった。LNFEET の平均値は

2) Stein et al. (1994) は事業活動の複雑性と規模が監査時間を増加させていることを示す証拠を報告している。

図表 1 記述統計量

変数名	平均値	標準偏差	最小値	25%	中央値	75%	最大値
SP	0.134639	0.341357	0	0	0	0	1
LEV	51.96439	21.84371	0.036364	35.61975	52.09358	67.52424	336.2791
TA	10.47485	1.489443	4.682131	9.511352	10.33495	11.35944	16.12429
GC	0.024879	0.155765	0	0	0	0	1
ROA	0.959302	11.9606	-281.395	0.57148	2.274261	4.422732	56.66337
CFTL	13.69124	120.4618	-1309.65	2.818216	10.91698	21.91762	10550
BIG	0.854441	0.352683	0	1	1	1	1
CFOTA	4.916712	10.47931	-224.96	1.663702	5.407321	9.266048	333.4409
LNFEED	3.209091	0.580222	0.693147	2.833213	3.135494	3.540854	7.773594
SQSUBS	3.205113	2.316934	0	1.732051	2.645751	3.872983	25.70992
INVREC	0.239993	0.154909	0	0.129675	0.227537	0.327187	0.957269

注：変数の定義は下記の通りである。

SP：専門性が識別できた監査法人の監査を受けている場合を 1、それ以外をゼロとするダミー変数。

LEV：当期負債合計／当期資産合計

TA：資産合計の自然対数

GC：継続企業の前提に関する追記情報が開示されている場合を 1、それ以外をゼロとするダミー変数。

ROA：当期純利益／当期末資産合計

CFTL：営業活動によるキャッシュ・フロー／当期末負債

BIG：大規模監査法人の監査を受けている場合を 1、それ以外をゼロとするダミー変数。

CFOTA：営業活動によるキャッシュ・フロー／当期末資産合計

LNFEED：監査報酬の自然対数

SQSUBS：子会社数の平方根

INVREC：受取債権の合計／当期末資産合計

3.209 で標準偏差は 0.580 だった。SQSUBS の平均値は 2.205 で標準偏差は 2.316 だった。INVREC の平均値は 0.239 であり標準偏差は 0.154 だった。

GC の平均値は 0.0248、標準偏差は 0.155 だった。これはサンプルのうち約 2% が継続企業の前提に関する追記情報を開示されていることを示している。BIG の平均値は 0.854、標準偏差は 0.352 だった。これはサンプルの約 85% が大規模監査法人の監査を受けていることを示している。SP の平均値は 0.134、標準偏差は 0.341 だった。これはサンプルの 13% が専門性を識別できた監査法人の監査を受けていることを示している。

4.2 平均の差の検定

専門性が識別された監査法人のグループと識別できなかったグループとで会社の性質に違いがあるかどうかを調べた結果を図表 2 に要約した。

専門性の高い監査法人の監査を受けている会社の方がそうではない会社よりも規模が大きいこと、子会社の数が多い可能性を示唆している。専門性の高い監査法人の方がそうではない監査法人のよりも高い監査報酬を受け取っている可能性を示唆している。継続企業の前提に関する追記情報は、専門性の高い監査法人の監査を受けている会社よりもそうではない会社の方が開示される傾向を示している。

図表 2 平均の差の検定の検定結果

変数名	t 値
LEV	-1.8968
TA	-18.2219
GC	4.145619
ROA	-1.5963
CFTL	0.037603
BIG	-15.55
CFOTA	-1.51144
LNFEED	-15.4153
SQSUBS	-18.2448
INVREC	-1.72154

注：変数の定義は、図表 7.1 を参照すること。平均値の差の検定は SP = 1 を主として SP = 0 と比較した結果である。

表中で太字の t 値は有意水準 1% で有意であることを示している。

4.3 仮説の検証結果

仮説の検証結果は図表4に要約している。独立変数の相関関係は図表3に要約されている。

相関関係の推定結果から CFOTA と CFTL の間には非常に強い正の相関関係を示している。多重共線性の問題が懸念されるが、変数を入れ替えた場合でも同じ結果となった。

SP と TA, GC, BIG, SQSUBS が統計的に有意な相関関係を示している。専門性の高い監査法人の監査を受けている会社は規模が大きく、継続企業の前提に関する追記情報の開示が抑制され、子会社の数も多いことが示唆される。LEV と SP 以外の変数, TA と CFTL, INVREC 以外の変数, GC と全ての変数, ROA と SP 以外の変数, CFTL と TA, SQSUBS 以外の変数, BIG とすべての変数, CFOTA と SP 以外の変数, SQSUBS と SCFTL, INVREC 以外の変数, INVREC と SP, TA, SQSUBS 以外の変数が統計的に有意な相関関係を示した。

仮説の検証結果について説明する。まず自由度修正済み決定係数は 0.415 となっている。これは

図表3 変数間の相関関係

	SP	LEV	TA	GC	ROA	CFTL	BIG	CFOTA	SQSUBS	INVREC
SP	1	0.020798	0.195968	-0.04395	0.016955	-0.0004	0.162804	0.016053	0.190072	0.018284
LEV	0.022064	1	0.202758	0.140129	-0.25074	-0.09076	-0.07175	-0.14030	0.135882	0.162762
TA	0.166408	0.179277	1	-0.16823	0.168244	0.006018	0.173451	0.102281	0.67784	0.01902
GC	-0.04	0.093	-0.145	1	-0.45052	-0.05812	-0.14516	-0.21174	-0.05649	-0.06431
ROA	-0.02524	-0.33122	0.03878	-0.22449	1	0.103992	0.178603	0.393562	0.050391	0.069723
CFTL	0.020716	-0.50491	0.014326	-0.17384	0.493408	1	0.03059	0.206573	-0.00593	-0.0302
BIG	0.162804	-0.06206	0.169786	-0.14516	0.140945	0.119895	1	0.095369	0.120079	0.086785
CFOTA	0.027932	-0.21485	0.060153	-0.15825	0.453473	0.912419	0.100335	1	0.043394	-0.05171
SQSUBS	0.136257	0.117014	0.695767	-0.07548	0.015015	0.009209	0.126283	0.054673	1	0.005079
INVREC	0.029666	0.116736	-0.0166	-0.06985	0.037453	-0.14265	0.08101	-0.0993	0.03856	1

注：変数の定義は、図表7.1を参照すること。

表中右上はピアソンの相関係数、左下はスピアマンの順位相関係数。

表中太字の数字は、有意確率1%（両側）で統計的に有意な係数。

図表4 仮説検証の結果

パネル A：モデル全体に関する検定統計量

検定統計量	数値
自由度修正済み決定係数	0.415
F 値	579.369

パネル B：係数推定結果

変数名	係数推定値	t 値
定数項	0.993	20.851
SP	0.014	1.546
LEV	-0.036	-3.569
TA	0.530	40.196
GC	0.016	1.658
ROA	-0.126	-12.106
CFTL	-0.004	-0.410
CFOTA	0.113	11.282
SQSUBS	0.150	11.760
INVREC	-0.018	-1.891

注：変数の定義は、図表7.1を参照すること。

パネル A の F 値はモデル全体の有意性に関する検定結果である。

パネル B で太字の t 値は有意水準1%で統計的に有意であることを示している。

データのうち 41.5% を説明できていることを示している。またモデル全体の有意性の検定の結果は有意水準 1% で統計的に有意であることを示している。

係数推定の結果、一部の変数以外は統計的に有意な水準の推定値を得た。LEV は統計的に有意な負の係数推定値となった。TA の係数推定値は統計的に有意な正の値になっている。GC の係数推定値は 0.029 で有意水準 1% で統計的に有意な値だった。ROA は、統計的に有意なマイナスの係数推定値となった。BIG の係数推定値は 0.063 であり、これは有意水準 1% で統計的に有意な値となっている。CFOTA は統計的に有意な正の係数推定値を得ている。SQSUBS は統計的に有意な正の係数を得ている。

仮説を検討するための変数である SP の係数推定値は 0.016 となった。予想通りの符号だったが、統計的に有意といえる水準ではなかった。この結果は SP と LNFEE が無関係である可能性を示唆している。

4.4 追加的検証

大規模監査法人が監査を実施している会社だけを対象に検証した結果を図表 5 に要約した。

修正済み決定係数は 0.423 であり、これはモデルがデータの 42.3% を説明できていることを示している。またモデル全体の有意性の検定結果は有意水準 1% で統計的に有意であることを示している。

検証結果は GC の係数推定値が統計的に有意な正の値になった以外符号の違いなどはなかった。SP の係数推定値は予想通りの符号になったが、統計的に有意な水準ではなかった。

4.5 小括

監査報酬の決定において監査人の専門性がどのように影響しているのかについて検証した。専門性の高さが監査報酬を増加させていると予想し、その可能性を示唆する証拠を得た。しかし統計的

図表 5 仮説検証の結果

パネル A：モデル全体に関する検定統計量

検定統計量	数値
自由度修正済み決定係数	0.423
F 値	567.997

パネル B：係数推定結果

変数名	係数推定値	t 値
定数項	1.000	23.214
SP	0.016	1.832
LEV	-0.039	-4.242
TA	0.516	42.278
GC	0.029	2.987
ROA	-0.147	-14.065
CFTL	-0.001	-0.102
BIG	0.063	7.068
CFOTA	0.088	9.393
SQSUBS	0.163	13.976
INVREC	-0.011	-1.232

注：変数の定義は、図表 7.1 を参照すること。

パネル A の F 値はモデル全体の有意性に関する検定結果である。

パネル B で太字の t 値は有意水準 1% で統計的に有意であることを示している。

に有意な値とはいえなかった。監査法人の専門性は監査報酬の決定において大きな要素となっていない可能性がある。大規模監査法人の監査を受けている会社に限定して追加検証を行ったが、同様の結果となった。

5. まとめと含意

本稿は監査報酬の決定について専門性がどのような影響を与えているのかを調べた。監査報酬は有価証券報告書で開示される情報を利用し、専門性は市場シェアに基づいて推定した。

監査法人の健全な運営と成長のための資金は監査報酬によって賄われる。監査法人は適切な額の監査報酬を受け取る必要がある。過大に受け取っても過少に受け取っても監査サービスの全貌をみることができない外部者からその独立性を疑われることになるからである。適切な監査報酬の中に専門性によって得られるプレミアムが存在しているのかを本稿は検証した。

検証結果は先行諸研究が示す内容と整合的であった。専門性の高さは監査報酬を増加させる可能性を示す証拠を得た。ただし、統計的に有意な水準とは言えず、両者は無関係である可能性が高い。大規模監査法人にサンプルを制限した検証でも同様の証拠を得た。

我が国では専門性による報酬のプレミアムを確認することができなかった。これは監査法人の専門性の向上に対する投資が回収できているのかどうかについての疑問が残る証拠と解釈できる。2008年以降の景気後退の影響を受けている可能性があるが、専門性よりも監査法人の規模の方が監査報酬の決定に重要な影響を与えている可能性を示唆している。監査法人の規模によるプレミアムはあるけれども専門性によるプレミアムの存在は識別できなかった。

本稿の解釈には専門性の測定に関する制約がある。本稿は専門性を日経業種分類小分類コードで推定した。中分類コードで推定したり別の業種分類を利用したら結果が変わる可能性がある。また専門性の判断基準を33%としたがそれ以外の数値に変えた場合、その結果に違いが出るのかもしれない。次に監査報酬で重要な要素となるリスクの評価についての変数の特定である。海外の研究では固有リスクの変数として受取債権が利用されているが、本稿では有効に機能していない。新たな変数の検討が今後の課題である。

本稿は監査報酬の決定について監査法人の規模によるプレミアムが存在することを示唆する証拠は得たが、専門性によるプレミアムの存在を示す証拠は得られなかった。今後は専門性の指標を変更し、会社が認識している監査法人ごとの監査サービスの違いについての検証が課題になるだろう。

参考文献

- Carson, E. 2009. Industry Specialization by Global Audit Firm Networks. *The Accounting Review* 84(2) : 355–382.
- Casterella, J. R., J. R. Francis, B. L. Lewis, and P. L. Walker. 2004. Auditor Industry Specialization, Client Bargaining Power, and Audit Pricing. *Auditing : A Journal of Practice & Theory* 23(1) : 123–140.
- Choi, J. H., J. B. Kim, X. Liu, D. A. Simunic. 2008. Audit Pricing, Legal Liability Regimes, and Big 4 Premiums : Theory and Cross-country Evidence. *Contemporary Accounting Research* 25(1) : 55–99.
- Choi, J. H., J. B. Kim, and Y. Zang. 2010. Do Abnormally High Audit Fees Impair Audit Quality?. *AUDITING : A Journal of Practice & Theory* 29(2) : 115–140.
- Crasswell, A. T., J. R. Francis, S. L. Taylor. 1995. Auditor brand name reputations and industry specializations. *Journal of Accounting and Economics* 20(3) : 297–322.
- DeFond, M. L., J. R. Francis, and T. J. Wong. 2000. Auditor Industry Specialization and Market Segmentation :

- Evidence from Hong Kong. *Auditing : A Journal of Practice & Theory* 19(1) : 49–66.
- Ettredge, M. L., C. Li, S. Scholz. 2007. Audit Fees and Auditor Dismissals in the Sarbanes-Oxley Era. *Accounting Horizons* 21(4) : 371–386.
- Ferguson, A., and D. Stokes. 2002. Brand Name Audit Pricing, Industry Specialization, and Leadership Premiums post-Big 8 and Big 6 Mergers. *Contemporary Accounting Research* 19(1) : 77–110.
- Hay, D. C., W. R. Knechel, N. Wong. 2006. Audit Fees : A Meta-analysis of the Effect of Supply and Demand Attributes. *Contemporary Accounting Research* 23(1) : 141–191.
- Hearly, P., and T. Lys. 1986. Auditor Changes Following Big Eight Mergers with Non-Big Eight Audit Firms. *Journal of Accounting and Public Policy* 5(4) : 251–265.
- Huang, H. W., L. L. Liu, K. Raghunandan, and D. V. Rama. 2007. *Auditing : A Journal of Practice & Theory* 26(1) : 147–158.
- Hunt, A. K., A. Lulsegged. 2007. Client importance and non-Big 5 auditors' reporting decisions. *Journal of Accounting and Public Policy* 26(2) : 212–248.
- Johnson, E. N., K. B. Walker, and E. Westergaard. 1995. Supplier Concentration and Pricing of Audit Services in New Zealand. *Auditing : A Journal of Practice & Theory* 14(2) : 74–89.
- Kealey, B. T., H. Y. Lee, and M. T. Stein. 2007. The Association between Audit-Firm Tenure and Audit Fees Paid to Successor Auditors : Evidence from Arthur Andersen. *Auditing : A Journal of Practice & Theory* 26(2) : 95–116.
- Mayhew, B. W., and M. S. Wilkins. 2003. Audit Firm Industry Specialization as a Differentiation Strategy : Evidence from Fees Charged to Firms Going Public. *Auditing : A Journal of Practice & Theory* 22(2) : 33–52.
- Moizer, P., and S. Turley. 1987. Surrogates for Audit Fees in Concentration Studies. *Auditing : A Journal of Practice & Theory* 7(1) : 118–123.
- Simnic, D. A. 1980. The Pricing of Audit Services : Theory and Evidence. *Journal of Accounting Research* 18(1) : 161–190.
- Stein, M. T., D. A. Simunic, and T. B. O'Keefe. 1994. Industry Differences in the Production of Audit Services. *Auditing : A Journal of Practice & Theory* 13(Supplement) : 129–142.
- Tonge, S. D., and C. W. Wootton. 1991. Auditor Concentration and Competition Among the Large Public Accounting Firms : Post-Merger Status and Future Implications. *Journal of Accounting and Public Policy* 10(2) : 157–172.

(平成 24 年 12 月 8 日受理)